

福島県職場のがん検診受診促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は職域におけるがん検診受診を促進するため、第3条に定める事業者（以下、「補助事業者」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は以下のとおりとする。

(1) がん検診

厚生労働省通知「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」で定める胃がん検診（胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査）、子宮頸がん検診（細胞診又はHPV検査単独法）、肺がん検診（胸部エックス線検査）、乳がん検診（マンモグラフィ）、大腸がん検診（便潜血検査）をいう。

(2) 職免

職務に専念する義務の免除をいう。

(補助事業者)

第3条 本事業の対象となる事業者は、原則として県内に本社・本店を有する事業所及び法人等とする。ただし、国、地方公共団体及び特別の法律により特別の設置行為をもって設立された法人（その資本金の全部又は大部分を国又は地方公共団体が出資している法人、又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源の50%以上を国又は地方公共団体からの交付金若しくは補助金等によって得ている法人）は対象外とする。

2 次の各号のいずれかに該当する事業所は補助対象外とする。

(1) 役員等（役員、支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認

められるとき。

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助金は、補助事業者が別表「区分」に掲げる事業（以下、「補助事業」という。）を行う場合に、当該事業に要する同表「補助対象経費」の経費について、補助事業者に対して交付するものとし、その額は、同表に定める補助基準額と補助対象経費（当該事業に要する経費からほかの補助金等の収入を除いた額）の実支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を対象として、予算の範囲内において知事が定める額とする。

2 この補助の対象となる事業は、申請する日の属する年度内であれば、既に事業に着手している場合についても対象に含めるものとする。

補助事業者は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承した上で当該事業に着手するものとする。また、指令前着手となった事業において交付決定前に事業が完了した場合にあっては、交付決定日を事業完了日とする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書は、福島県職場のがん検診受診促進事業補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第6条 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額を言う。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、別表に掲げる事業名区分毎に、事業目的、事業主体及び補助金額のいずれの変更も伴わないもので、かつ以下のものとする。

- (1) 補助対象経費の2割以内の減額

(2) 補助対象経費の経費の費目間の流用で2割以内の増減

(変更の承認の申請)

第8条 規則第6条第1項第1号又は第2号により知事の承認を受けようとする場合は、福島県職場のがん検診受診促進事業変更(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第9条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は福島県職場のがん検診受診促進事業実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合にあつては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 収支精算書(第6号様式)

(2) その他知事が必要と認める書類

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第6条第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を、福島県職場のがん検診受診促進事業仕入れに係る消費税相当額報告書(第7号様式)により速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の交付の請求)

第12条 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業を完了した場合は、第10条の実績報告書に併せて、福島県職場のがん検診受診促進事業補助金交付請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第13条 補助事業者は補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月11日から施行し、令和8年4月1日以降の事業から適用する。

<別表>

	区分	補助対象経費	補助基準額	補助率
1	従業員のがん検診受診費用自己負担分の助成制度整備及び運用	(1) 社労士等への相談等に係る次の経費 報償費、旅費、役務費、委託料 (2) 制度運用のための検診費用助成に係る次の経費 補助金 (3) 制度周知のためのチラシ等作成及び配布に係る次の経費 需用費、役務費、委託料	40,000円 (1～4の事業の合計)	10/10
2	従業員のがん検診・がん検診精密検査受診のための休暇及び職免制度の整備及び運用	(1) 社労士等への相談等に係る次の経費 報償費、旅費、役務費、委託料 (2) 制度周知に必要な、チラシ等作成及び配布に係る次の経費 需用費、役務費、委託料		
3	補助事業者が主体となって実施する、従業員対象のがん検診事業	検診バス手配、検診会場手配、検診運営等に係る次の経費 需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料		
4	従業員向けがん予防セミナーの開催（がん検診受診を促進する内容を含むものとする。）	講師手配、会場手配、セミナー運営等に係る次の経費 報償費、旅費、需用費、委託料、使用料及び賃借料		